

ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度の創設について

2023年6月7日

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課

目次

- 1 ブロードバンドサービスに関する現状及び検討の背景**
- 2 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要（令和4年電気通信事業法改正）**
- 3 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」答申の概要**

1. ブロードバンドサービスに関する現状及び検討の背景

光ファイバの整備

- 近年、補助金等を活用した積極的な整備により、固定ブロードバンド（光ファイバ等）の未整備地域の解消が大きく進展したが、依然として、未整備地域が一部に存在する。
- 都道府県別に見ると、離島や山間地を多く有する地域において整備が遅れており、整備率の格差が発生している。

FTTHの世帯カバー率

2018年3月末

98.3%

(未整備98万世帯)

2019年3月末

98.8%

(未整備66万世帯)

2020年3月末

99.1%

(未整備53万世帯)

2021年3月末

99.3%

(未整備39万世帯)

2022年3月末

99.72%

(未整備16万世帯)

※ 町字別に、90%以上の提供がある場合は「1」、1～89%の提供の場合は「0.5」、提供なしの場合は「0」で世帯数を加重合計し、総世帯数で除したもの。

※ カバー率については、住民基本台帳等に基づき、事業者情報等から一定の仮定の下に推計したエリア内の利用可能世帯数を総世帯数で除したもの(2021年3月末時点以前は小数点以下第二位を四捨五入、2022年3月末時点は小数点以下第三位を四捨五入)。

● 令和2年度二次補正予算
で約500億円を措置

2027年度末までに
99.9%を目指す

都道府県別の光ファイバ整備率



高度無線環境整備推進事業

- 5G・IoT等の高度無線環境の実現に向けて、条件不利地域において、地方公共団体、電気通信事業者等による、高速・大容量無線通信の前提となる伝送路設備等の整備を支援。具体的には、無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合に、その整備費の一部を補助する。
- また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助する。

ア 事業主体： 直接補助事業者：自治体、第3セクター、一般社団法人等、間接補助事業者：民間事業者

イ 対象地域： 地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島、山村、特定農山村、豪雪地帯）

ウ 補助対象： 伝送路設備、局舎（局舎内設備を含む。）等

エ 負担割合： （自治体が整備する場合）

【離島】

国 2 / 3	自治体 1 / 3
------------	--------------

【その他の条件不利地域】

国（※） 1 / 2	自治体（※） 1 / 2
---------------	-----------------

（※）財政力指数0.5以上の自治体は国庫補助率1/3

令和5年度当初予算案：42.0億円

令和4年度当初予算：36.8億円
令和4年度2次補正予算：28.4億円

（第3セクター・民間事業者が整備する場合）

【離島】

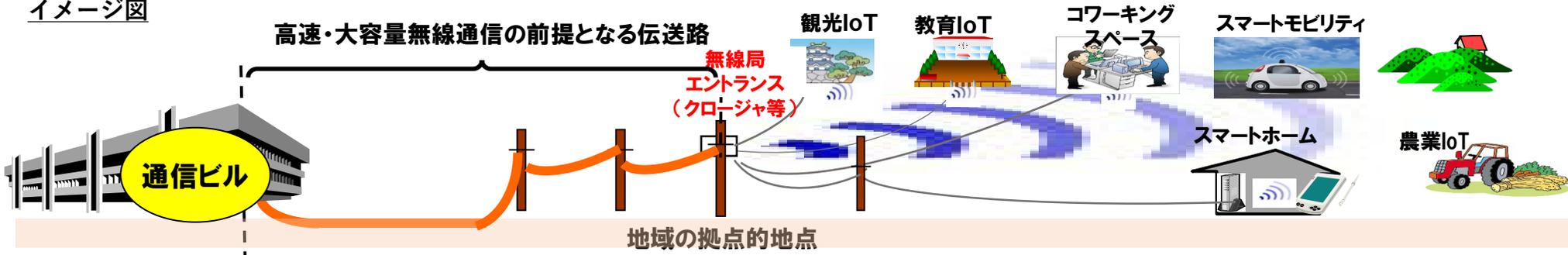
国 1 / 2	3セク・民間 1 / 2
------------	-----------------

【その他の条件不利地域】

国 1 / 3	3セク・民間 2 / 3
------------	-----------------

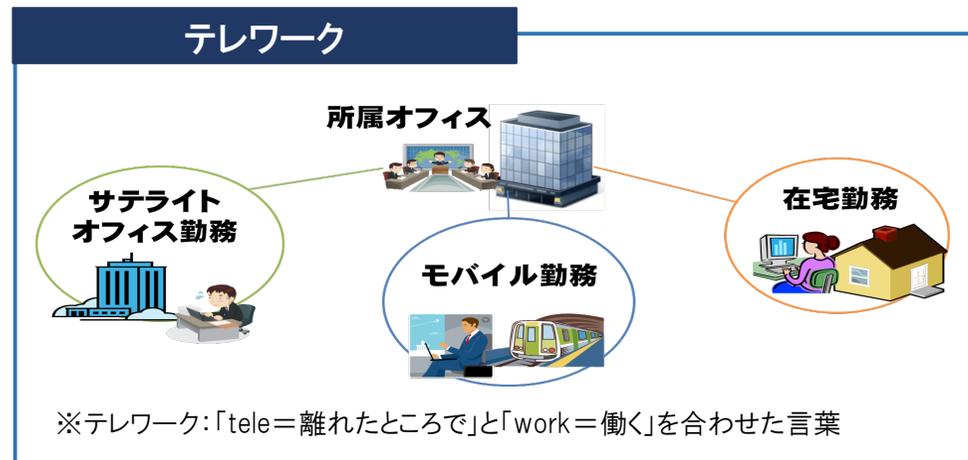
※離島地域の光ファイバ等の維持管理補助は、収支赤字の1/2

イメージ図

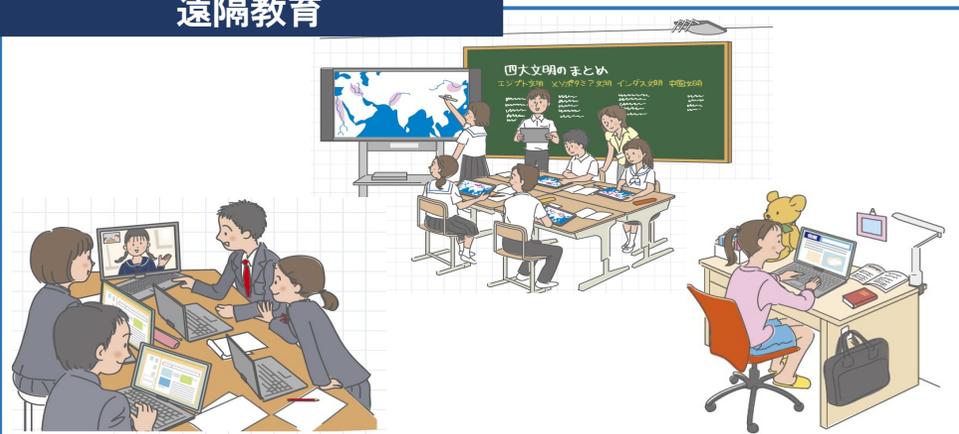


※新規整備に加え、令和2年度からは、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助。
(公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外)

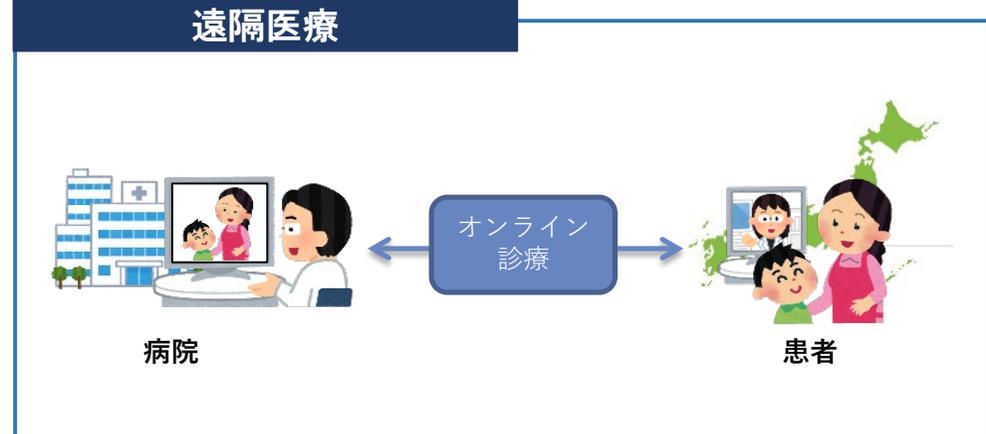
- 我が国が目指す未来社会であるSoceity5.0においては、**場所や時間にとらわれない柔軟な働き方や暮らし方**を実現することが期待されており、**テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスが不可欠な役割を果たすと想定されている。**
- また、**新型コロナウイルス感染症への効果的な対処を図るため、対面による接触を前提とせず**に**社会経済活動の持続的な実施を可能とする「新たな日常」を構築**することが求められており、**テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等が不可欠な役割を果たすと考えられる。**
- これらのサービスは、**大容量のデータ通信を、リアルタイムかつ双方向で、常時行える環境**（※）が存在することを前提としている。
※ 継続的・安定的にテレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する環境を十分に確保する上でブロードバンドは不可欠。



遠隔教育

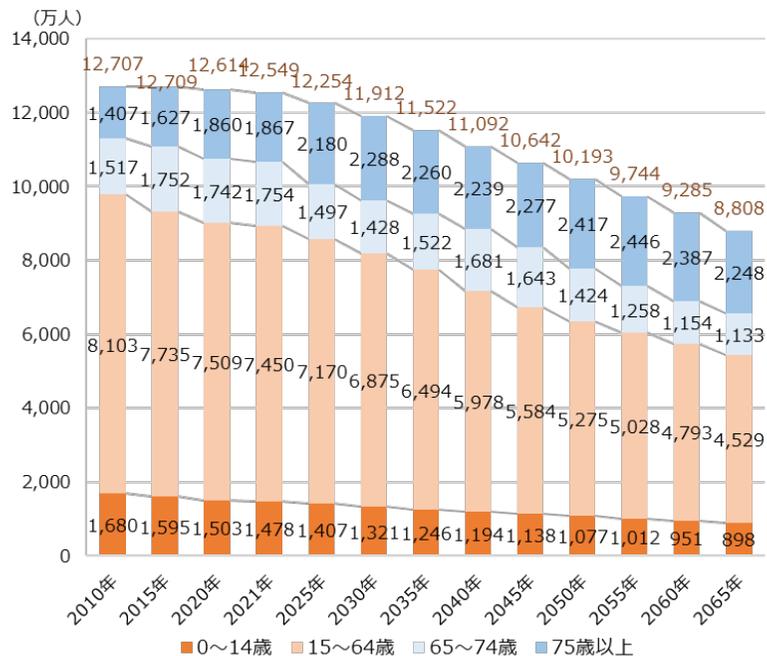


遠隔医療



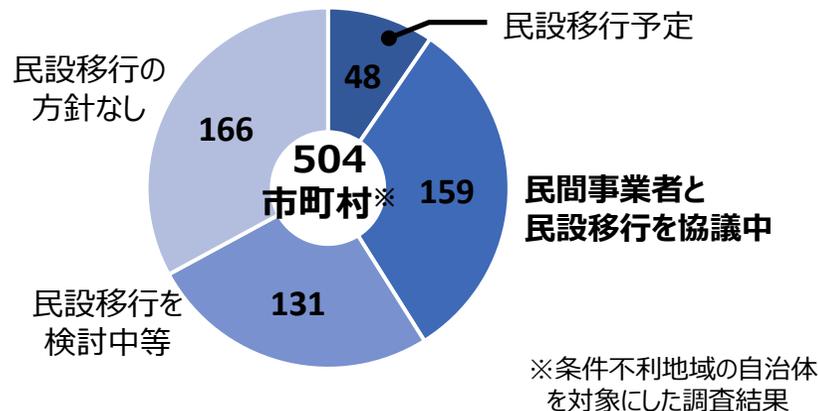
- 地方における固定系超高速ブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により、採算性が悪化しつつある。今後、人口減少が一層進展した場合、地方における固定系超高速ブロードバンドサービスの維持が困難になる可能性。
- 近年、補正予算等を活用した積極的な整備により、固定系ブロードバンド未整備地域の解消が進展したが、依然として、光ファイバ未整備のエリアが約16万世帯存在（2022年（令和4年）3月末時点）。未整備の主要な理由の一つが、整備後の維持可能性への懸念。
- 人口減少の進展等に伴い、地方における公設設備によるサービス提供の継続が困難となることも懸念されている。

日本の人口の推移



出典：高齢社会白書(2022年版)を基に総務省作成

公設設備から民設への移行方針の状況（2023年1月現在）



出典：総務省調査

未整備地域の更なる解消や公設設備の民設移行を促進するためには、整備後の維持費用に対する懸念を払拭する必要

2. ブロードバンドサービスに関する ユニバーサルサービス制度の概要 (令和4年電気通信事業法改正)

電気通信事業を取り巻く環境変化を踏まえ、電気通信サービスの円滑な提供及びその利用者の利益の保護を図るため、以下の措置を講ずる。

①情報通信インフラの提供確保

- ブロードバンドサービスについては、契約数が年々伸び、「整備」に加え、「維持」の重要性も高まっている。
- 新型コロナウイルス感染症対策を契機とした社会経済活動の変化により、テレワークや遠隔教育などのデジタル活用の場面が増加している。

※ デジタル田園都市国家構想の実現のためにも、ブロードバンドの全国整備・維持が重要。

- 一定の**ブロードバンドサービス**を**基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス)**に位置付け、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定した提供を確保するための**交付金制度を創設**する。
- 基礎的電気通信役務に該当するサービスには、**契約約款の作成・届出義務、業務区域での役務提供義務等**を課す。

②安心・安全で信頼できる通信サービス・ネットワークの確保

- 情報通信技術を活用したサービスの多様化やグローバル化に伴い、情報の漏えい・不適正な取扱い等のリスク*が高まる中、事業者が保有するデータの適正な取扱いが一層必要不可欠となっている。

※ 国外の委託先から日本の利用者に係るデータにアクセス可能であった事案などが挙げられる。

- 大規模な事業者*が取得する**利用者情報について適正な取扱い**を義務付ける。
- 事業者が利用者に関する情報を第三者に送信させようとする場合、**利用者を確認の機会を付与**する。

※ 大規模な検索サービスまたはSNSを提供する事業についても規律の対象とする。

③電気通信市場を巡る動向に応じた公正な競争環境の整備

- 指定設備(携帯大手3社・NTT東・西の設備)を用いた卸役務が他事業者にも広く提供される一方、卸料金に長年高止まりとの指摘がなされている。
- NTT東・西が提供する固定電話について、従来の電話交換機網からIP網への移行を令和3年1月に開始、令和7年1月までの完了を予定している。

- 携帯大手3社・NTT東・西の指定設備を用いた卸役務に係るMVNO等との協議の適正化を図るため、**卸役務の提供義務及び料金算定方法等の提示義務**を課す。
- 加入者回線の占有率(50%)を算定する区域を都道府県から**各事業者の業務区域(例えばNTT東は東日本、NTT西は西日本)**へ見直す。

- テレワーク、遠隔教育、遠隔医療等のサービスを利用する上で不可欠なブロードバンドサービスを、原則として日本全国どこでも利用可能にするため、電気通信事業法上の**基礎的電気通信役務***の新たな類型として追加。

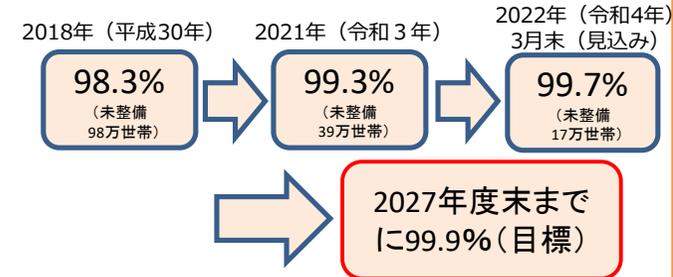
* 国民生活に不可欠であるため、あまねく日本全国における提供が確保されるべき電気通信サービス

- 上記の基礎的電気通信役務を提供する事業者に対して**一定の規律を課した**上で、全国のブロードバンドサービス事業者が負担する負担金を原資とする**交付金制度を新設**。
(令和4年6月17日公布。施行は公布から1年以内。)

具体的には、以下の区域に応じた事業者を支援対象として、新たな基礎的電気通信役務提供に係る維持費用を支援。

- ① 一般支援区域 (不採算地域において1者以下で当該役務を提供している赤字の事業者)
- ② 特別支援区域 (著しい不採算地域において1者以下で当該役務を提供している事業者)

全国のFTTHの世帯カバー率
(各年3月末 推計値)



該当するサービス(※1)

ブロードバンドサービス
(FTTH、CATV(HFC方式)等を想定)



※1：今後、省令で規定。

ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度

負担事業者

固定ブロードバンドサービス事業者
モバイルブロードバンドサービス事業者



第二種負担金(※2)

(回線数に応じて負担することを検討)

補填

支援対象事業者

不採算地域等の
ブロードバンドサービス
事業者

第二種交付金(※2)

(維持費用の一部を補填)

※2：電話のユニバ交付金制度との区別のため、ブロードバンドのユニバ交付金制度の各種用語には「第二種」という言葉がつく(例：第二種負担金、第二種交付金)。

① 不採算地域におけるブロードバンドサービスの維持

- ・ 地方におけるブロードバンドサービスの重要な担い手であるローカル事業者は、人口減少の進展に伴う利用者数の減少等の理由により採算性が悪化しつつあり、今後、地方における人口減少が一層進展した場合には、地方におけるブロードバンドサービスの維持が困難になると予想される。
- ・ そこで、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度によりブロードバンドサービスの維持運用経費を支援することで、不採算地域におけるブロードバンドサービスの安定的な提供を確保する。

② 未整備地域の解消促進

- ・ 近年、補助金を活用した積極的な整備により、固定ブロードバンドの未整備地域の解消が大きく進展したが、依然として、未整備地域が一部に存在する。整備が行われていない主要な理由の1つが、整備後のサービスの維持可能性への懸念である。
- ・ そこで、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度で整備後の維持運用経費を支援することにより、サービスの維持可能性への懸念を払拭し、未整備地域の解消を一層促進する。

③ 公設公営・公設民営から民設民営への転換促進

- ・ 現在、条件不利地域におけるブロードバンドサービスの提供は、公設公営方式又は公設民営方式によって行われている場合が少なくない。
- ・ 今後も更なる人口減少が進む中で、公設のブロードバンドサービスの持続的な提供が困難になると予想される。
- ・ そこで、条件不利地域における安定的なサービス提供を中長期的に確保していく観点から、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度で民設移行後の維持運用経費を支援することを前提に、公設公営・公設民営から民設民営への移行を促進する。

3. 「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」 答申の概要

- 「電気通信事業法の一部を改正する法律」(令和4年法律第70号。令和4年6月17日公布。令和5年6月16日施行予定。)の施行に向けて、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度について政令及び省令で定める具体的な内容等について検討するため、令和4年6月21日に情報通信審議会(情通審)に「ブロードバンドサービスに係る基礎的電気通信役務制度等の在り方」を諮問。同審議会電気通信事業政策部会(事業政策部会)ユニバーサルサービス政策委員会(委員会)の下に「ブロードバンド基盤WG」(WG)を新たに設置して検討を開始。
- 令和4年12月8日のWG取りまとめを踏まえ、委員会報告書、情通審答申(案)が作成され、パブリックコメント(R4.12.21~R5.1.16)を経て、令和5年2月7日に答申。
- 答申を踏まえ、政令及び省令を改正(令和5年6月16日に施行予定)。

検討項目

1. 第二号基礎的電気通信役務の範囲
2. 事業者規律の在り方
3. 交付金支援の対象となる区域の指定の在り方
4. 交付金・負担金算定の在り方

対応状況

- | | |
|----------------|---|
| R4. 6.21 | : 情通審に諮問【電気通信事業政策部会】 |
| 6.27 | : 委員会においてWGの設置を議決【ユニバーサルサービス政策委員会】 |
| 7. 1 | : WGの立ち上げ【WG】 |
| ⋮ | : WGにおいて検討 |
| 12. 8 | : WG取りまとめ【WG】 |
| 12. 9~ 12.12 | : 委員会 報告書取りまとめ【ユニバーサルサービス政策委員会】 |
| 12.20 | : 審議会 答申(案)【電気通信事業政策部会】 |
| 12.21~R5. 1.16 | : パブリックコメントを実施 |
| R5. 2. 2 | : パブリックコメントへの考え方について審議【ユニバーサルサービス政策委員会・WG 合同会合】 |
| 2. 7 | : 情通審答申 【電気通信事業政策部会】 |

政令及び省令を改正(令和5年6月16日に施行予定)

1. 電気通信事業法の一部を改正する法律(令和4年法律第70号)の概要 (ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度の概要)

- 令和4年6月に成立した改正事業法により、ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス制度を創設。この制度では、
 - ① 総務省令で定めるブロードバンドサービスを第二号基礎的電気通信役務^{※1} (二号基礎的役務) に位置付け、その適切、公平かつ安定的な提供を確保するため、二号基礎的役務を提供する事業者に対して業務規律を課すとともに、
 - ② あまねく全国での提供を確保するため、支援区域で二号基礎的役務を提供する事業者に対する交付金制度を創設。

※1 ブロードバンドサービスに関するユニバーサルサービス。電話に関するユニバーサルサービスが、第一号基礎的電気通信役務

(1) 第二号基礎的電気通信役務を提供する電気通信事業者に課す業務規律

- 二号基礎的役務を提供する事業者に対し、契約約款の届出義務^{※2}、役務提供義務、技術基準適合維持義務等を課す。

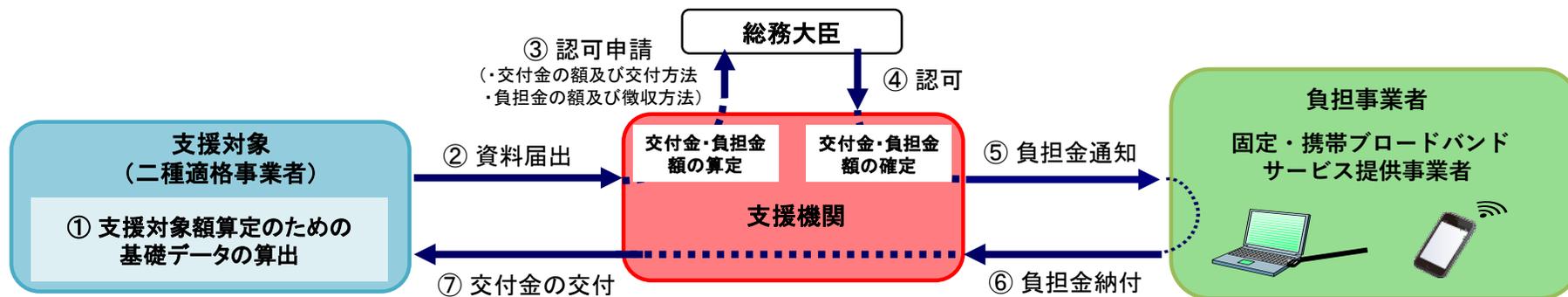
※2 特段の合意 (いわゆる相対契約) がある場合は、届出契約約款によらない役務提供も可能

(2) 支援区域で第二号基礎的電気通信役務を提供する第二種適格電気通信事業者に対する交付金制度

- 支援区域 (総務大臣が指定。) で二号基礎的役務を提供する第二種適格電気通信事業者 (二種適格事業者。申請に基づき総務大臣が指定^{※3}) に対し、第二種交付金 (全国のブロードバンドサービス提供事業者から徴収する第二種負担金を原資) を交付^{※4}し、支援区域における二号基礎的役務の提供に係る維持費用の一部を支援。

※3 指定の要件： 二号基礎的役務の業務区域の範囲が一以上の支援区域の全部を含むこと、二号基礎的役務に関する収支の状況等を公表していること

※4 交付の要件： 支援区域において、総務省令で定める規模の電気通信回線設備を設置して、総務省令で定める期間継続して二号基礎的役務を提供すること



2. 第二号基礎的電気通信役務の範囲

(1) 第二号基礎的電気通信役務の範囲

- 二号基礎的役務は、**FTTH、CATV (HFC方式※5) 及びこれらに相当するワイヤレス固定ブロードバンド (専用型※6)** とすることが適当。

※5 Hybrid Fiber Coaxial。幹線が光ファイバ、引き込み線が同軸ケーブルにより提供される方式

※6 固定通信サービス向けに専用の無線回線 (例: 地域BWAやローカル5G) を用いて提供するもの

- **ワイヤレス固定ブロードバンド (共用型※7)** については、一つの基地局で携帯電話の不特定の利用者もカバーすることになり、多数の端末が接続される場合、通信の品質が安定しない等の課題があることから、その位置付けについて**引き続き検討を深めることが適当**。

※7 固定通信サービスと移動通信サービス共用の無線回線 (携帯電話網) を用いて提供するもの

- 上記の検討に当たっては、NTT東日本・西日本が、他者 (携帯電話事業者) の無線設備を用いて**ワイヤレス固定ブロードバンド**を提供するためには、**NTT法の自己設置設備要件※8**との関係が課題となる点を含め、**検討を深めることが必要**。

※8 NTT東日本・西日本による電気通信役務の提供は、原則として自ら設置する電気通信設備で行うことが必要 (NTT法第2条第5項)

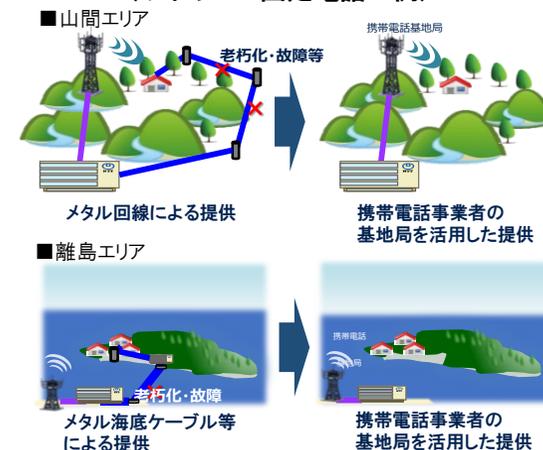
(2) 卸電気通信役務が提供されている場合の扱い

- 卸電気通信役務 (卸役務) を利用して**卸先事業者が提供する役務**は、契約約款の届出等により役務の「適切性」、「公平性」を確保し、利用者保護を図る観点から、**二号基礎的役務に含めることが適当**。
- **卸元事業者により提供される卸役務**は、卸先事業者の提供する二号基礎的役務の「適切性」、「公平性」、「安定性」を確保するためには、卸役務の「適切性」、「公平性」、「安定性」が確保される必要があることから、**二号基礎的役務に含めることが適当**。

(ワイヤレス固定ブロードバンド(専用型)のイメージ)



(ワイヤレス固定ブロードバンド(共用型)のイメージ)
(ワイヤレス固定電話の例)



3. 事業者規律の在り方

(1) 契約約款の届出義務の適用範囲

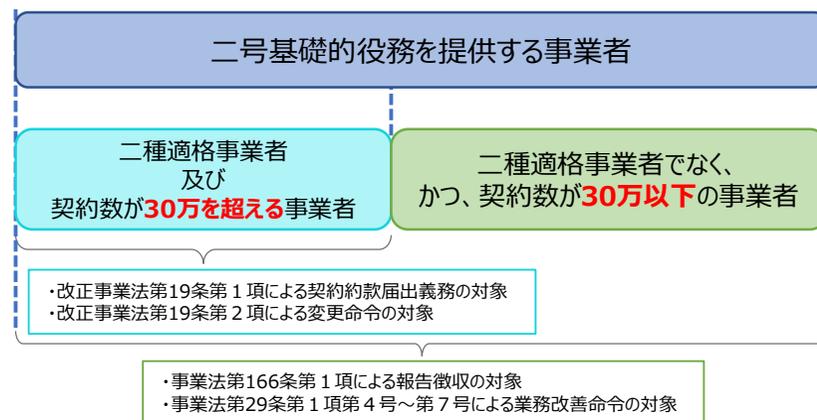
- 契約約款の届出義務※⁹の対象は、交付金の交付を受ける**二種適格事業者**又は（二号基礎的役務に係る）**契約数が30万※¹⁰を超える事業者**とする※¹¹ことが適当。

※⁹ 基礎的電気通信役務の「適切性」、「公平性」を確保

※¹⁰ 二号基礎的役務の総契約数のうち、約80%をカバー

※¹¹ 届出対象外の事業者についても、報告徴収（事業法第166条第1項）を行い、業務改善命令（事業法第29条第1項第4号～第7号）により必要な是正を行うことが可能

（契約約款の届出義務の適用範囲）



(2) 技術基準

- NTT東日本・西日本のサービス卸のように**単純再販型の卸役務**を利用して卸先事業者が提供する**二号基礎的役務**については、卸役務を提供する卸元事業者に当該役務に必要な**技術基準適合維持義務等※¹²が適用**されることにより、その安定的な提供が確保されることから、**技術基準適合維持義務等は適用しない**ことが適当。

※¹² 基礎的電気通信役務の「安定性」を確保

- **加入光ファイバの接続事業者が提供する二号基礎的役務**については、他者設備である加入光ファイバを含む**二号基礎的役務の提供に必要な全ての設備に技術基準適合維持義務等が適用**されることで、その安定的な提供が確保されることから、**他者設備も含む形で技術基準適合維持義務等を適用**することが適当。
- 速度基準について、テレワーク等の安定的な利用を可能とする観点から、**名目速度下り30Mbps以上**とすることが適当。
- また、技術的に、上りの通信速度の確保が難しい**CATV（HFC方式）**については、上り速度を担保するため、**ITU規格（DOCSIS 3.0以降）**に準拠することが適当。

(3) 不採算地域におけるブロードバンド基盤の整備及びブロードバンドサービスの提供確保に関する計画の公表

- 特別支援区域における未整備地域の解消や民設民営への移行促進等の状況を把握するため、**特別支援区域に係る二種適格事業者の指定要件**として、指定を申請する者が、**特別支援区域における電気通信回線設備（回線設備）の整備及び二号基礎的役務の提供確保に関する計画を策定・公表**していることとすることが適当。

4. 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

(1) 支援区域の指定単位

- 支援区域（一般支援区域及び特別支援区域の2つに区分（改正事業法第110条の2第1項及び第2項））の地理的単位は、きめ細やかな支援を可能とするため、「町字単位」で指定することが適当。

（支援区域に係る法定事項）

	要件（各区域ともに、①・②のいずれも満たす地域）	交付金による支援対象者
一般支援区域	①二号基礎的役務の提供に係る収支が 赤字と見込まれる地域 ②二号基礎的役務を提供している回線設置事業者（回線設備を設置する電気通信事業者）が 1者以下（1者以下の提供） の地域	二号基礎的役務全体の収支が 赤字の事業者のみを支援
特別支援区域	①「二号基礎的役務の提供に係る収支が 大幅な赤字と見込まれる地域 」、又は、「 地理的条件等により二号基礎的役務の提供確保が著しく困難と見込まれる地域 」 →「 未整備地域 」や「 公設地域 」 ②「 1者以下の提供 」の地域	二号基礎的役務全体の収支が 黒字の事業者も支援

(2) 一般支援区域の指定要件

- 二号基礎的役務の提供に係る収支が赤字と見込まれる地域（モデル上の赤字地域）は、町字の面積や世帯数を用いて一回線当たりの費用を推計した上で、当該費用から**一回線当たりの平均的な収入見込額**を減じた額が零を上回る地域（町字）とすることが適当。

(3) 特別支援区域の指定要件

- 二号基礎的役務の提供に係る収支が大幅な赤字と見込まれる地域（モデル上の大幅な赤字地域）の水準となる額は、第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、今後の**モデル構築の状況を踏まえて検討**することが適当。
- 未整備地域の解消・民設移行促進等の観点から、**モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」**は、（モデル上の大幅な赤字地域に該当しなくても）「**地理的条件等により役務の提供の確保が著しく困難であると見込まれる地域**」（改正事業法第110条の2第2項第1号ロ）として**特別支援区域に位置付ける**※13ことが適当。

※13 特別支援区域に係る「未整備地域」等の扱いは、モデル構築の状況を踏まえ、検討を深める

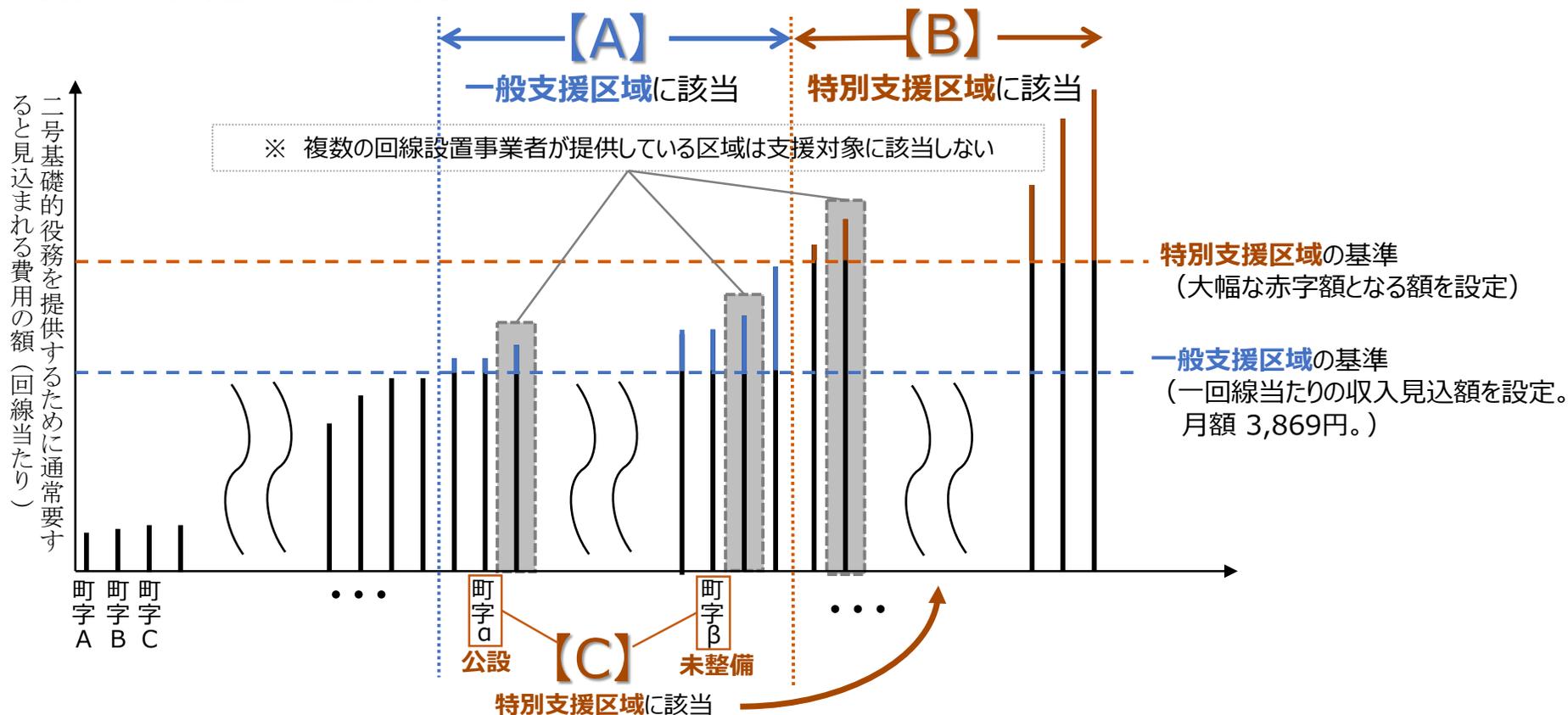
4. 一般支援区域・特別支援区域の指定の在り方

(4) 一般支援区域・特別支援区域に共通する指定要件

- 「1者以下の提供地域」の特定に際しては、競争中立性等の観点から①**役務の継続提供期間が1年超**、かつ、②**区域内の回線設置規模の割合**（町字内の全ての世帯数に対する役務提供可能世帯数の割合）が**50%超**の事業者の数をカウントすることが適当※14。

※14 二号基礎的役務を提供する回線設置事業者に対し、町字単位でその提供区域の報告を求めることが適当
なお、報告に当たっては、事業者が判断に迷う事例が生じる場合には、ガイドライン等で考え方を示すことにより、運用の透明性を確保することが考えられる

(一般支援区域・特別支援区域の指定の考え方)



(※) 【C】以外にも、例えば地理的条件等により二号基礎的役務の提供を確保することが著しく困難であると見込まれる特別の事情がある区域が存在した場合には、特別支援区域の補正を行うことも検討

(1) 電気通信回線設備の規模

- 支援区域における回線設備の規模要件は、以下のとおりとすることが適当。
 - ・ 一般支援区域：区域内に設置する回線設備の規模の割合を**当面50%超**^{※15}とし、必要に応じて**今後の実態を踏まえた見直しを検討**することが適当。
 - ・ 特別支援区域：未整備地域の解消等が特に求められる地域であることに鑑み、**当初は**、区域内に設置する回線設備の規模の割合は**10%超**^{※16}とし、今後の整備の状況を踏まえ、**段階的な引き上げを継続的に検討**することが適当。
 - ※15 区域の半分以上をカバーする回線設備の維持には相当の費用を要し支援の必要性が高いと考えられること、また、NTT東日本・西日本及びCATV連盟のサンプル調査（一部整備済の町字のうち、整備している回線設備の規模が50%以上である町字が各調査で90%以上を占めている）を踏まえ、50%超とすれば、一部整備済の町字の大宗は支援対象となることを踏まえて設定
 - ※16 未整備地域が多数存在する特別支援区域で、一般支援区域と同様に50%超とすると、50%超エリアカバーしないと支援を受けられず、ブロードバンド基盤の整備が進まないことが懸念。当初は区域の10%超をカバーすれば支援を受けられることとし、未整備地域の解消等を促進する
- 一部の地域で**公設民営方式により二号基礎的役務を提供する場合**、二号基礎的役務の提供を確保するため、**自治体から貸与された回線設備についても、支援対象者の要件である回線設備の規模の割合にカウント**することが適当。
- ただし、民設民営への移行を促す観点から、**公設民営で提供される回線設備は、第二種交付金による支援の対象外**とすることが適当。

(2) 役務の継続提供期間

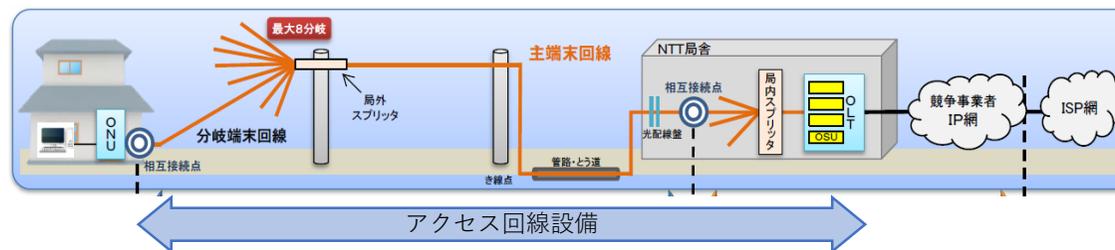
- 短期間で撤退するような事業者には支援をする必要性は乏しいこと、年度ごとに第二種交付金の額が認可されるものであることを踏まえ、役務の**継続提供期間**の要件は、二種適格事業者の指定の日から「**1年**」を超えることとすることが適当。

6. 第二種交付金の在り方

(1) 費用算定の対象設備等

- 設備管理部門の対象設備は、維持費用の大きさに鑑み、アクセス回線設備及び離島における海底ケーブルを基本とすることが適当。
- 設備利用部門の原価については、二号基礎的役務の提供に最小限必要なものに限定すべきであり、販売促進費等の競争対応費用を除くことが適当。

(アクセス回線設備のイメージ)



(2) 費用の算定方法

- 第二種交付金の費用算定に当たっては、二種適格事業者固有の非効率性を排除するため、原則として一定の標準的なモデルを用いる^{※17}ことが適当。

※17 適正な標準モデルの値では実際費用から大きく乖離してしまう場合には、例外的かつ補完的に実際費用方式を用いることも考えられる

- ①他の役務と共用している設備（例：通信事業と放送事業とで共用している設備等）や②他事業者と共用している設備（例：他事業者へ帯域貸しをしている離島の海底ケーブル等）については、適切なコストドライバに基づき、費用配賦することが必要。
- また、費用算定に当たっては、以下の①・②によって二重の支援とならないように留意することが必要。
 - ①ユニバーサルサービス制度による交付金と、設備構築・更新等への補助金
 - ②ユニバーサルサービス制度による交付金と、接続料又は卸料金
- 上記の費用算定については、第二種負担金の額に与える影響の大きさに鑑み、モデル構築の状況を踏まえて検討を深めることが適当。

6. 第二種交付金の在り方

(3) 支援区域ごとの支援対象設備の範囲

- **一般支援区域**について、前年度における二号基礎的役務の提供に係る赤字額を交付金額の上限としていることから、支援対象となる回線設備の範囲に関係なく、二種適格事業者の**二号基礎的役務全体の収支が赤字の場合に限定**して支援する。
- その一方で、**特別支援区域**には、既整備区域の維持に加えて、未整備地域の解消・民設移行を促進するため、二号基礎的役務全体の収支が**黒字**の二種適格事業者については、**特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行した回線設備に係る維持費用に限定**して支援することが適当。

区域の分類	二号基礎的役務全体の収支	支援区域指定時点で 既整備の回線設備	支援区域指定後に新規整備された回線設備 や 民設民営へ移行した回線設備※18
一般支援区域	赤字	支援対象	支援対象※19
	黒字	支援対象外	
特別支援区域	赤字	支援対象	支援対象
	黒字	支援対象外	

※18 本制度の施行後、最初に指定を受けた支援区域については、例外的に本制度の施行日（令和5年6月16日）以後に新規整備又は民設民営へ移行した回線設備を含む。

※19 モデル上の赤字地域に該当する「未整備地域」や「公設地域」は、特別支援区域に位置付けることが適当（4.（3）参照）

6. 第二種交付金の在り方

(4) 交付金算定の考え方

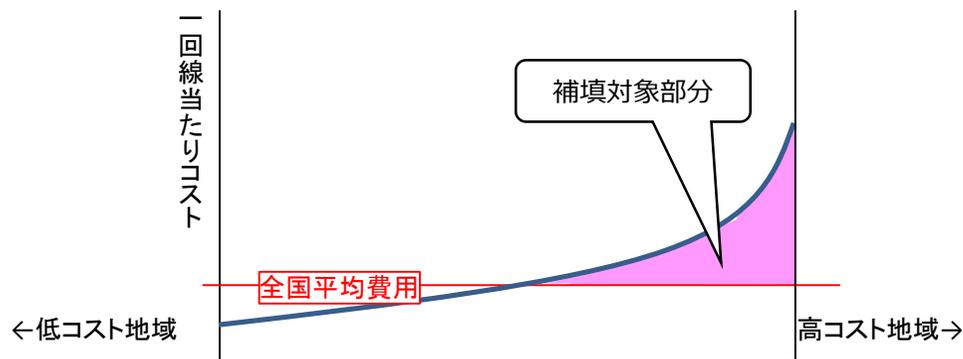
- 交付金の算定方法については、地域ごとの料金格差が一定の幅以下の状態を確保するため、原則として一定のベンチマークを超える費用を支援する**ベンチマーク方式**※20を採用することを念頭に**具体的な算定方法を検討**することが適当。

※20 費用の一定部分を支援対象とする方式

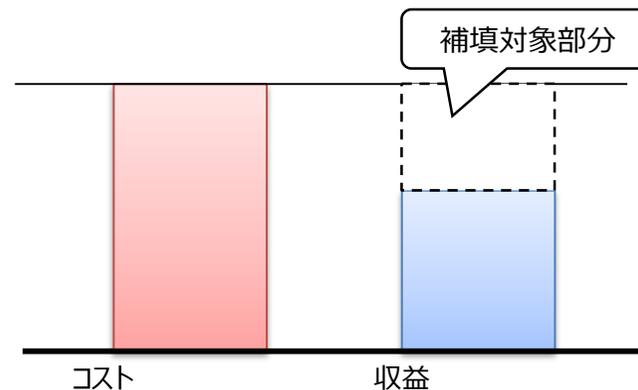
- 他方で、特別支援区域について、未整備地域の解消・民設移行の促進等の観点から、**特別支援区域の指定後に新規整備・民設民営へ移行された回線設備**については、例外的にモデルにより算定した**収入費用方式（収支相殺方式）**※21を採用することを念頭に、**具体的な算定方法を検討**することが適当。

※21 費用と収益の差額を支援対象とする方式

(ベンチマーク方式のイメージ)



(収入費用方式のイメージ)



7. 第二種負担金の在り方

(1) 負担事業者の範囲

- 第二種負担金を負担するブロードバンド事業者の範囲は、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、前年度の電気通信事業収益が10億円^{※22}を超える事業者とすることが適当。

※22 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ

(2) 第二種負担金の額の割合の上限

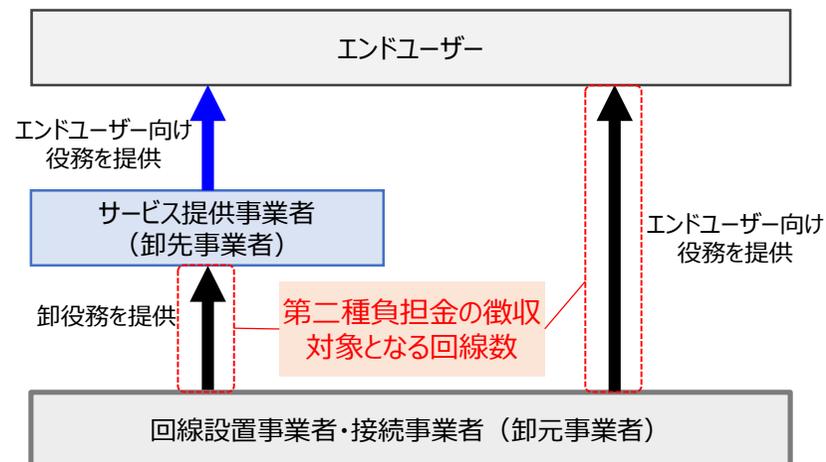
- 第二種負担金の額の割合の上限は、円滑な制度運用や支援機関の負担軽減の観点から、負担事業者の前年度の電気通信事業収益の額の3%^{※23}とすることが適当。

※23 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ

(3) 卸先事業者がブロードバンドサービスを提供する場合の第二種負担金の徴収

- 支援機関の事務負担の軽減や制度の簡素化の観点から、支援機関は、卸元事業者から第二種負担金を徴収する^{※24}ことが適当。

※24 電話に関するユニバーサルサービス制度と同じ



7. 第二種負担金の在り方

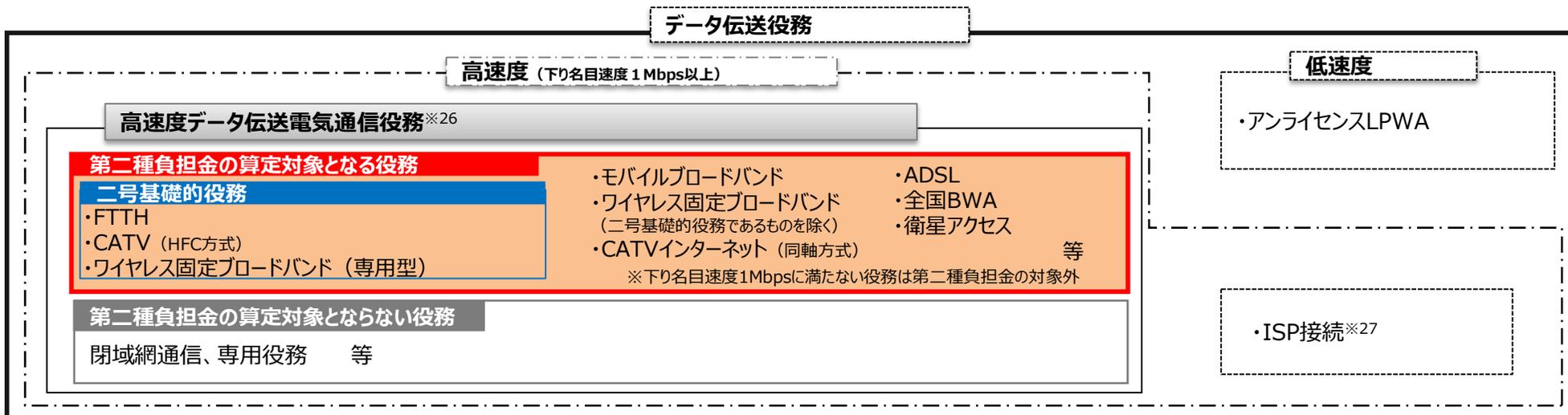
(4) 第二種負担金の算定単位

- **第二種負担金の額は、回線単価^{※25}に、負担事業者ごとの「回線数」を乗じた額を徴収することが適当。**

※25 「全ての二種適格事業者への交付金額の合計」を「全ての負担事業者の回線数の合計」で除した額

(5) 専用役務、閉域網通信、IoTサービスの扱い

- **専用役務**や**閉域網通信**は、独立したネットワークにおいて特定の通信先との間でのみ通信を行い、その用途が限定的であり、こうした役務を提供する事業者は、二号基礎的役務の提供の確保による受益が想定されないため、**第二種負担金の算定の対象としないこと**が適当。
- **IoT端末との通信に用いるサービス**は、多くが閉域網通信に限定されていることが想定され、また、インターネットに接続するサービスであっても、データ量が小さいことも想定されることに鑑み、**当面の対応として第二種負担金の算定の対象としないこと**が適当。



※26 ブロードバンドサービスを改正事業法第7条第2号において「高速度データ伝送電気通信役務」と規定

※27 専らインターネットへの接続を可能とする電気通信役務を提供するために設置される電気通信設備

8. 利用者等への周知の在り方

(1) 利用者等への周知の在り方

- 利用者等への周知については、制度の運用開始前に、制度の内容や第二種交付金・第二種負担金の額等について、総務省や支援機関等のホームページ、パンフレット等において分かりやすく情報提供を行うことが適当。
- 負担事業者等が利用者に対して行う情報開示の具体的な内容・方法については、電話に関する「ユニバーサルサービス制度における利用者への情報開示に関するガイドライン」等を参考にすることが考えられる。
- ブロードバンドサービス提供事業者に対しては、負担事業者の要件・範囲等について、総務省と支援機関がしっかりと連携して説明会等を通じて適切に周知していくことが適当。